平成２６年第４回柳津町議会定例会会議録

第２日　平成２６年１２月１２日（金曜日）

１．出席議員は次のとおりである。

１番　田　﨑　信　二	６番　鈴　木　吉　信	９番　磯　部　静　雄
２番　齋　藤　正　志	７番　田　﨑　為　浩	１０番　小　林　　功
３番　菊　地　　正	８番　伊　藤　　毅	１１番　伊　藤　昭　一
５番　横　田　善　郎		

２．欠席議員は次のとおりである。

なし

３．地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町長	井関庄一	建設課長	天野　高
副町長	星　正敏	教育委員長	二瓶裕美
総務課長	鈴木一義	教育長	目黒健一郎
出納室長	角田　弘	教育課長	横田勝則
町民課長	矢部良一	公民館長	鈴木晴美
地域振興課長	金子佳弘		

４．会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	鈴木春継	主任主査	田﨑好章

５．会議事件は次のとおりである。

日程第１	報告第４号	産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告
日程第２	議案第７８号	専決処分の承認を求めることについて
日程第３	議案第７９号	柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第４	議案第８０号	柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第　５	議案第８１号	柳津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第　６	議案第８２号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　７	議案第８３号	柳津町保育所保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　８	議案第８４号	柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第　９	議案第８５号	平成２６年度柳津町一般会計補正予算
日程第１０	議案第８６号	平成２６年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
日程第１１	議案第８７号	平成２６年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第１２	議案第８８号	平成２６年度柳津町介護保険特別会計補正予算
日程第１３	議案第８９号	平成２６年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第１４	議案第９０号	平成２６年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
日程第１５	議案第９１号	平成２６年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
日程第１６	議案第９２号	平成２６年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算
日程第１７	議案第９３号	平成２６年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算
日程第１８	議案第９４号	工事請負契約の変更について
日程第１９	議案第９５号	指定金融機関の変更について
日程第２０	議案第９６号	町道路線の廃止について

◎開議の宣告

○議長

ただいまから本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◇　　◇　　◇

◎議案の審議

○議長

日程第１、報告第４号「産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、横田善郎君。

○産業厚生常任委員会委員長（登壇）

報告第４号

産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告

平成26年第４回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された陳情第５号について、平成26年12月11日関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

１．陳情第５号「麻生地区水道水源の水確保についての陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって町長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

平成２６年１２月１２日

柳津町議会産業厚生常任委員会

委員長　　横　田　善　郎

柳津町議会議長　伊　藤　昭　一　殿

以上です。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの産業厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、産業厚生常任委員長の報告のとおり決定しました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第２、議案第７８号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

皆さん、おはようございます。

議案第７８号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成26年度柳津町一般会計補正予算でありまして、衆議院議員総選挙に係る歳入歳出予算の追加補正について専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第７８号「専決処分の承認を求めることについて」。

１ページであります。

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

本議案については、平成26年11月21日に衆議院が解散されたことにより、早急に予算の執行が必要となったため、一般会計補正予算につきまして、11月21日に専決処分をさせていただいたことについて報告をするものであります。

２ページをお開きください。

専決第４号であります。

平成26年度柳津町一般会計補正予算（第５号）。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ760万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,935万8,000円とするものであります。

７ページをお開きください。

歳入であります。

県支出金、県委託金、総務費県委託金で760万円の増であります。第47回衆議院議員総選挙の委託金であります。

次のページをお開きください。

８ページ、歳出であります。

衆議院議員選挙費790万円の増。

主なものを申し上げます。報酬で144万4,000円。投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人の報酬であります。次に、職員手当等400万9,000円であります。超過勤務手当、管理職特別勤務手当になります。需用費で133万円であります。ポスター掲示場の選挙公営等に要するものであります。

次のページです。

予備費、予備費、予備費で30万円の減となります。

以上で説明を終わります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第７８号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第３、議案第７９号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第７９号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、子ども・子育て支援法に対応した基準を市町村の条例で定めることとされたため、条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、18ページをお開き願いたいと思います。

議案第７９号であります。柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定させていただきたいと思います。

19ページをお開き願いたいと思います。

本条例においては、国が定めた基準に従い、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めたものであります。

第１章の総則であります。これらについては、第１条で趣旨であります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。第２条では定義であります。用語の意義等であります。（１）から、次、20ページをお開き願いたいと思います。（24）までの内容となっております。第３条、一般原則であります。これらについては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、全ての子供が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すということになっております。

続いて、21ページをお開き願いたいと思います。

第４条、利用定員であります。利用定員の数を20名以上とするということになっておりま

す。（１）から（３）までの区分となっているところであります。

続いて、第２節、運営に関する基準であります。

第５条、内容及び手続の説明及び同意であります。支給認定保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならないとなっております。

続いて、22ページをお願いいたします。

第６条、正当な理由のない提供拒否の禁止等であります。これらについても、特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないという内容となっております。

続いて第７条、あっせん、調整及び要請に対する協力であります。特定教育・保育施設は、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならないという内容となっております。

続いて、24ページをお開き願いたいと思います。

第８条、受給資格等の確認であります。これらについては、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとなっております。

第９条、支給認定の申請に係る援助であります。支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないというふうになっております。

第10条、心身の状況等の把握であります。子供の心身状況、利用状況等の把握に努めなければならないとなります。

第11条、小学校等との連携であります。小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならないとなっております。

第12条、特定教育・保育の提供の記録であります。提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならないとなっております。

第13条、利用者負担額等の受領であります。特定教育・保育施設は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものといたします。

続いて、26ページをお開き願いたいと思います。

第14条、施設型給付費等の額に係る通知等であります。これらについても、特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないとなっております。

第15条、特定教育・保育の取扱方針であります。特定教育・保育施設は、各号に定める基づいて進めるというようなことで、（１）から（４）の内容となっております。

続いて27ページをお開き願います。

第16条、特定教育・保育に関する評価等であります。みずからの提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないとされております。

第17条、相談及び援助であります。支給認定子どもまたはその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならないとなっております。

第18条、緊急時等の対応であります。体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な処置を講じなければならないとなっております。

第19条、支給認定保護者に関する市町村への通知であります。保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨の当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならないとされております。

第20条、運営規程であります。これらについては（１）から、次の28ページの（11）までの内容となっております。

続いて第21条、勤務体制の確保等であります。適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めなければならないとなっております。

第22条、利用定員の遵守であります。利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならないという内容であります。

第23条、掲示であります。運営規程の概要、重要事項を提示しなければならないとなっております。

第24条、支給認定子どもを平等に取り扱う原則であります。支給認定子どもの国籍、差別的取り扱いをしてはならないとなっております。

第25条、虐待等の禁止であります。子供の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないとなっております。

第26条、懲戒に係る権限の濫用禁止であります。子供の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないというようなことになっております。

第27条、秘密保持等であります。職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子どもまたはその家族の秘密を漏らしてはならない。

第28条、情報の提供等であります。支給認定保護者が選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

第29条、利益供与等の禁止であります。これは30ページをお開き願いたいと思います。小学校就学前子どもまたはその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないとなっております。

第30条、苦情解決であります。苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないとなっております。

第31条、地域との連携等であります。地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

第32条、事故発生の防止及び発生時の対応であります。これらについては（１）から（３）までの記載であります。

続いて第33条、会計の区分であります。特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

第34条、記録の整備であります。諸記録を整備しておかなければならない。その完結の日から５年間の保存が必要となっております。

第３節、特定施設型給付費に関する基準であります。

32ページをお願いいたします。

第35条、特別利用保育の基準であります。法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならないとなっております。

第36条、特別利用教育の基準であります。法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えてはならないとなっています。

33ページをお開き願いたいと思います。

第３章、特定地域型保育事業の運営に関する基準であります。

第１節、利用定員に関する基準であります。

第37条、利用定員であります。家庭的保育事業にあってはその利用定員の数を１人以上５人以下とする――これは小規模保育事業Ａ型であります。及び小規模保育事業Ｂ型にあってはその利用定員の数を６人から19人以下とする。小規模保育事業Ｃ型にあってはその利用定員の数を６人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあってはその利用の定員を１人とするという内容となっております。

第２節、運営に関する基準であります。

第38条、内容及び手続の説明及び同意であります。特定保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないとなっております。

第39条、正当な理由のない提供拒否の禁止等であります。これらについては、支給認定保護者からの利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないとなっております。

第40条、あっせん、調整及び要請に対する協力であります。市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

続いて、35ページをお開き願いたいと思います。

第41条、心身の状況等の把握であります。子供の心身状況、その置かれている環境、利用状況の把握に努めなければならないとなっております。

第42条、特定教育・保育施設との連携であります。特定地域型保育が適正、かつ、確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項等について努めなければならないとなっております。次の（１）から（３）であります。

続いて36ページをお開き願いたいと思います。

第43条、利用者負担額等の受領であります。これらについては、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとなっております。

続いて37ページをお開きください。

第44条、特定地域型保育の取扱方針であります。特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

第45条、特定地域型保育に関する評価等であります。みずからその提供する特定地域型保育の質の評価を行わなければならない。

第46条、運営規程であります。これらについては、（１）、次の38ページをお開きください。（11）までの内容となっております。

続いて第47条、勤務体制の確保等であります。適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めなければならない。

第48条、利用定員の遵守であります。これらについては、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならないとなっております。

第49条、記録の整備であります。職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。５年間の保存となります。

続いて、39ページをお開きください。

第50条、準用であります。

続いて第３節、特例地域型保育給付費に関する基準であります。

第51条、特別利用地域型保育の基準であります。小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとするとなっております。

第52条、特定利用地域型保育の基準であります。地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならないとなっております。

附則といたしましては、施行期日であります。この条例は法の施行の日から施行するということになっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第７９号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第４、議案第８０号「柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第８０号「柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、子ども・子育て支援法に対応した基準を市町村の条例で定めることとされたため、条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、43ページをお開き願いたいと思います。

議案第８０号、補足して説明してまいりたいと思います。

柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定であります。

44ページをお開き願いたいと思います。

この条例においては、国の定めた基準に従い、特定教育・保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。これらについては、子ども・子育て支援新制度において、５人以下の子供を預かる家庭的保育、６人以上19人以下の子供を預かる小規模保育、子供の自宅においての保育を行う居宅型保育、従業員の子供、地域の子供を保育する事業所内保育という４つの事業の類型の内容となっております。

第１章、総則であります。

第１条、趣旨であります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもので

あります。

第２条、定義であります。これらについては用語の意義であります。（１）から（９）までなっております。

第３条、最低基準の目的等であります。明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

第４条、最低基準と家庭的保育事業者等であります。これについては、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

第５条、家庭的保育事業者等の一般原則であります。一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

第６条、保育所等との連携であります。保育が適正、かつ、確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供、必要な教育、または保育が継続的に提供されるよう、保育所または認定こども園を適切に確保しなければならないとなっているところであります。

46ページであります。

第７条であります。家庭的保育事業者等と非常災害であります。これらについては、非常災害に必要な設備を設けるとともに、具体的な計画を立て、不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

第８条、家庭的保育事業者等の職員の一般的要件であります。職員は、健全な心身を有し、訓練を受けたものでなければならない。

第９条、家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等であります。これらについては、職員は、常に自己研さんに励み、目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならないとなっております。

第10条であります。他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準であります。他の社会福祉施設等をあわせて設置するときは、設備及び職員の一部をあわせて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができるという内容となっております。

第11条、利用乳幼児を平等に取り扱う原則であります。利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分または利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはならないとなっております。

第12条、虐待等の禁止であります。利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしては

ならない。

第13条、懲戒に係る権限の濫用禁止であります。利用乳幼児に対し、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第14条、衛生管理等であります。設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。

48ページをお願いいたします。

第15条、食事であります。利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内の調理により行わなければならない。

第16条、食事の提供の特例であります。施設において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができるとなっております。

49ページをお開き願いたいと思います。

第17条、利用乳幼児及び職員の健康診断であります。利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならないとなっております。

第18条、家庭的保育事業所等の内部の規程であります。これらについては、（１）、50ページの（11）までとなっております。

第19条、家庭的保育事業所等に備える帳簿であります。職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならないとなっております。

第20条、秘密保持等であります。利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

第21条、苦情への対応であります。苦情を受け付けるための窓口を設置する。

第２章、家庭的保育事業であります。

第22条、設備の基準であります。これらについては（１）から、次、51ページの（７）までとなっております。

第23条、職員であります。町が行う研修を終了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有する者、町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものということで、（１）、（２）となっております。

第24条、保育時間であります。１日につき８時間を原則といたします。

続いて、52ページをお開きください。

第25条、保育の内容であります。保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

第26条、保護者との連絡であります。保護者と密接な連絡をとり、保護者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

第３章、小規模保育事業であります。

第１節、小規模保育事業の区分であります。

第27条、小規模保育事業の区分であります。これらについては、小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型、小規模保育事業Ｃ型となっております。

第２節、小規模保育事業Ａ型であります。

第28条、設備の基準であります。（１）から（７）までとなっております。

続いて54ページをお開き願いたいと思います。

第29条、職員であります。小規模保育事業所Ａ型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならないとなっております。

続いて、55ページをお開き願いたいと思います。

第30条、準用であります。第24条から第26条までの規定、小規模保育事業Ａ型について準用するとなっております。

第３節、小規模保育事業Ｂ型であります。

第31条、職員であります。小規模保育事業Ｂ型を行う事業所、保育士その他保育に従事する職員、嘱託医及び調理員を置かなければならないとなっております。

56ページ、第32条、準用であります。第24条から第26条まで及び第28条の規定、小規模保育事業Ｂ型についての準用であります。

第４節、小規模保育事業Ｃ型であります。

第33条、設備の基準であります。これらについては、（１）から（７）までとなっております。

続いて第34条、職員であります。小規模保育事業所Ｃ型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならないとなっております。

57ページをお開き願います。

第35条、利用定員であります。小規模保育事業所Ｃ型は、利用定員を６人以上10人以下とするとなっております。

第36条、準用であります。第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業Ｃ型についての準用といたします。

第４章、居宅訪問型保育事業であります。

第37条、居宅訪問型保育事業者は、（１）から（５）という内容になっております。

58ページをお開き願います。

第38条、設備及び備品であります。専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第39条、職員であります。居宅訪問型保育事業においては、家庭的保育者１人が保育することができる。乳幼児の数については１人とする。

第40条、居宅訪問型保育連携施設であります。適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障がい児入所施設、その他町の指定する施設を適切に確保しなければならないとなっております。

第41条、準用であります。

第５章、事業所内保育事業であります。

第42条、利用定員の設定になります。定員の枠を下記に挙げた内容等であります。

59ページをお開きください。

第43条、保育所型事業所内保育事業所の設備の基準であります。これらについては、（１）から（８）までとなっております。

続いて、61ページをお開き願いたいと思います。

第44条、保育所型事業所内保育事業所の職員であります。これらについても（１）から（４）の内容になっているところであります。

62ページをお開き願いたいと思います。

第45条、連携施設に関する特例であります。保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第６条第１号及び第２号に係る連携協力を求めることを要しないとなっております。

続いて第46条、準用であります。

第47条、小規模型事業所内保育事業所の職員であります。これらについても（１）から（４）までの内容の中に入っております。

続いて、63ページをお願いいたします。

第48条については準用となっております。第24条から第26条まで及び第28条の規定、小規模型事業所内保育事業についての準用となっております。

附則といたしましては施行期日であります。この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行するとなっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第８０号「柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第５、議案第８１号「柳津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第８１号「柳津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、子ども・子育て支援法に対応した基準を市町村の条例で定めることとされたため、条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、65ページをお開き願いたいと思います。

補足して説明してまいります。

議案第８１号であります。柳津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の制定であります。

66ページをお開き願いたいと思います。

本条例においては、国の定めた基準に従い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めたものであります。

第１条、趣旨であります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準であります。

第２条、定義であります。用語の意義であります。（１）から（３）であります。

第３条、最低基準の目的等であります。明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものであります。

第４条、最低基準と放課後児童健全育成事業者であります。最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないとなっております。

続いて、67ページをお開き願いたいと思います。

第５条、放課後児童健全育成事業の一般原則であります。保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、主体的な遊びや生活が可能になるよう、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図りながら進めていくという内容となっております。

第６条、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策であります。非常災害時に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、注意と訓練に努めなければならない。

第７条、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件であります。職員は、健全な心身を有し、訓練を受けた者でなければならない。

第８条、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件であります。職員は、常に自己研さんに励み、知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならないとなっております。

続いて、68ページをお開き願いたいと思います。

第９条、設備の基準であります。これらについては２項から４項まで挙がっております。

第10条、職員であります。放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないとなっております。これらについては、（１）から、次の69ページの（９）の中に記載されております。

第11条、利用者を平等に取り扱う原則であります。放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条または社会的身分によって、差別的取り扱いをしてはならない。

第12条、虐待等の禁止であります。利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第13条、衛生管理等であります。設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならないとなっております。

続いて、70ページをお開きください。

第14条、運営規程であります。これらについても（１）から（11）まで記載しております。

第15条、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿等であります。これらについては、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備するというようなことであります。

第16条、秘密保持等であります。業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

第17条、苦情への対応であります。苦情を受け付けるための窓口を設置しなければならないとなっております。

71ページをお開き願いたいと思います。

第18条、開所時間及び日数であります。それぞれ当該各号に定める時間以上の原則であります。

第19条、保護者との連絡であります。常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、理解及び協力を得るように努めなければならないとなっております。

第20条、関係機関との連携であります。町、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携を図り、利用者の支援に当たらなければならない。

第21条、事故発生時の対応であります。発生した場合は、速やかに、町、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

附則といたしましては、施行期日であります。この条例は、子ども・子育て法（平成24年法律第65号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行するという内容となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第８１号「柳津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第６、議案第８２号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第８２号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、人事院及び福島県人事委員会の勧告に基づき、条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、73ページ、議案第８２号について説明いたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

次のページをお開きください。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でありますが、人事院及び福島県人事委員会の勧告に基づき、月例給を平均0.18％、勤勉手当を0.15月分引き上げることについて、条例の一部を改正するものであります。

改め文でありますが、第22条につきましては、期末手当の改正となります。第22条第２項第１号中「100分の67.5」を「100分の82.5」でありますが、再任用以外の職員についての改正であります。同項第２号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改めることにつきましては、再任用職員についての改正であります。

次に、附則第17項中「100分の0.6075」を「100分の0.7425」に、「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める改正でありますが、ここにつきましては、特定職員についての規定であります。

次に、別表第１を別紙のように改める改正でありますが、75ページから77ページまでの行政職給料表であります。ここにつきまして、平均で0.18％の引き上げとするものであります。

附則としまして、施行期日、第１項、この条例は公布の日から施行し、平成26年４月１日から適用する。

第２項は給与の内払でありますが、ここにつきましては、改正前に支給された給与については改正後の条例の内払とする規定であります。

第３項については、町長への委任事項となります。

説明は以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第８２号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第７、議案第８３号「柳津町保育所保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第８３号「柳津町保育所保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、議案第８３号、補足して説明をいたします。

78ページをお開き願いたいと思います。

柳津町保育所の保育の実施に関する条例の一部を改正する内容であります。

79ページをお開きください。

柳津町保育所保育の実施に関する条例の一部を次のように改正いたします。

第２条、「対象となる子ども」という文言になります。今までは保育の実施基準となっていたんですけれども、対象となる子どもは、子ども・子育て支援法第19条第１項第２号及び第３号に該当する保育を必要とする子どもという内容となります。

第３条でありますが、これらについては員外利用ということであります。第３条、町長は、前条の規定により保育所に入所させる保育を必要とする子ども数が当該保育所の入所定員に満たないときは、前条の規定にかかわらず、入所させることができる。第２項といたしましては、前項の規定により保育所に入所する子供の扶養義務者は、保育所使用料を納めなければならない。第３項については、前項の保育所使用料の額は、町長が別にこれを定める。

この内容については、今まで「児童」となっていた文言を「子ども」と改めたものであります。

附則、この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行していただくということであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第８３号「柳津町保育所保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第８、議案第８４号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第８４号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明

をいたします。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第８４号、補足して説明をいたします。

80ページをお開き願いたいと思います。

国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

81ページをお開き願いたいと思います。

柳津町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第７条中の「39万円」を「40万４千円」に改めるものであります。

附則といたしましては、施行期日、第１条、この条例は、平成27年１月１日から施行する。

第２条、経過措置であります。施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例とするという内容であります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第８４号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

ここで、暫時休議いたします。

再開は11時10分。（午前１１時０２分）

○議長

再開します。（午前１１時１０分）

◇　　◇　　◇

○議長

お諮りいたします。

日程第９、議案第８５号「平成２６年度柳津町一般会計補正予算」

日程第１０、議案第８６号「平成２６年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第１１、議案第８７号「平成２６年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第１２、議案第８８号「平成２６年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第１３、議案第８９号「平成２６年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

日程第１４、議案第９０号「平成２６年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第１５、議案第９１号「平成２６年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

日程第１６、議案第９２号「平成２６年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」

日程第１７、議案第９３号「平成２６年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第８５号、議案第８６号、議案第８７号、議案第８８号、議案第８９号、議案第９０号、議案第９１号、議案第９２号、議案第９３号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第８５号「平成２６年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、特別会計でありますが、議案第８６号「平成２６年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、事業勘定の歳入歳出予算の追加補正並びに施設勘定の歳出補正であります。

次に、議案第８７号「平成２６年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第８８号「平成２６年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第８９号「平成２６年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第９０号「平成２６年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第９１号「平成２６年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第９２号「平成２６年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第９３号「平成２６年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第８５号から議案第９３号までですが、一般会計及び特別会計あわせて９会計の補正予算になります。

なお、今回につきましては、人事院及び福島県人事委員会の勧告に基づく人件費の補正が主になりますので、言葉として「人勧」と略して説明をいたします。

１ページをお開きください。

議案第８５号「平成２６年度柳津町一般会計補正予算（第６号）」であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,207万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,143万7,000円とするものであります。

第２条の中に地方債の変更がございます。

５ページをお開きください。

地方債の補正であります。農地農林施設災害復旧事業でありますが、ここにつきましては、平成26年７月の梅雨前線による豪雨災害の査定結果に基づく事業費の増に伴うものであります。900万円を930万円に補正しております。

８ページをお開きください。

歳入であります。

分担金及び負担金、分担金、災害復旧費分担金で33万6,000円の増であります。農地等災害復旧事業受益者分担金でありますが、ここにつきましても、平成26年７月の梅雨前線豪雨災害の受益者分担金の増であります。

次に、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金で344万2,000円の増でありますが、ここにつきましては、主なものとしまして、障害者自立支援給付費負担金支出額の増加に伴うものであります。

次に、県支出金、県負担金、民生費県負担金で172万1,000円の増でありますが、障がい者自立支援給付費負担金支出額の増加に伴うものであります。

次に、県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金で2,000円の増。ここにつきましては、中山間地域等直接支払補助金の受益面積の増であります。

次に、災害復旧費県補助金で155万2,000円の増であります。ここにつきましても、平成26年７月の梅雨前線豪雨災害による補助金の増でございます。

次のページです。

県支出金、県委託金、総務費県委託金で２万4,000円の増。総務管理費委託金、統計調査費委託金でありますが、ここにつきましては、事業確定による増になります。

次に、繰入金、基金繰入金、基金繰入金で160万円の増。ここにつきましては、森林環境基金繰入金になりますが、景観整備事業に充当するものであります。

次に、諸収入、雑入、雑入で310万2,000円の増でありますが、主な内容につきましては、町の光ファイバーの支所移転補償に伴うものであります。一王町、石坂、湯八木沢の３カ所になります。

次のページですが、町債、町債、災害復旧債で30万円の増でありますが、現年農地等災害復旧事業に充当いたします現年補助災害復旧事業債であります。

次のページをお開きください。

歳出でありますが、議会費、議会費、議会費で13万8,000円の増。人勧に伴う人件費の増であります。

総務費、総務管理費、一般管理費で323万5,000円の増。人勧及び超過勤務手当の増であります。

財産管理費で75万円の増。ここにつきましては町民センターの漏水の修繕に充てるものであります。

企画費で259万2,000円の増。ここにつきましては、光ファイバーの支所移転に伴うものであります。

土地利用計画費で１万2,000円の増。ここにつきましては、委託金の増に伴うものであります。

次のページです。

総務費、徴税費、徴税総務費で35万7,000円の増。人勧による人件費の増、それから超過勤務手当の増であります。

総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で19万6,000円の増。人勧に伴う人件費の増、それから超過勤務手当の増であります。

次に、総務費、選挙費、選挙管理委員会費で６万2,000円の増。人勧に伴う人件費の増であります。

次のページです。

総務費、統計調査費、統計調査費で６万5,000円の増。人勧に伴う人件費の増、それから

事務費の増ということで需用費で２万1,000円の増となっております。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で183万7,000円の増であります。人勧に伴う人件費の増、それから超過勤務手当の増。

次のページでありますが、繰出金でありまして、国保会計への繰出金125万2,000円の増となっております。

次に、老人福祉費で311万1,000円の増。ここにつきましては介護保険特別会計繰出金296万9,000円が主な内容となっております。

国民年金費で14万2,000円の増。人勧に伴う人件費及び超過勤務手当の増であります。

次に、障害者福祉費で688万7,000円の増でありますが、ここにつきましては、障害者の介護給付及び訓練給付の施設利用者の区分判定の制度改正による費用負担の増となります。

民生費、児童福祉費、柳津保育所運営費５万円の増。人勧に伴う人件費の増。

次のページをお開きください。

超過勤務手当の増であります。19節の負担金補助及び交付金で５万7,000円の増がありますが、これは広域入所負担金ということで、柳津町の方が他町村での保育を受けるための負担金になります。

戻りますが、賃金で52万1,000円の減になっておりますが、食育推進事業で９月に国保の補助事業に組み替えをした減でございます。

次に、西山保育所運営費で43万1,000円の増。人勧に伴う人件費の増、それから超過勤務手当の増になります。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で53万9,000円の増。人勧に伴う人件費の増、それから超過勤務手当の増であります。

次のページです。

予防費で31万5,000円の減。ここにつきましては、食育推進事業で９月に国保会計補助事業に組み替えをしたための減になります。臨時栄養士の賃金になります。

環境衛生費で155万2,000円の増。ここにつきましては、簡易水道事業特別会計への繰出金になります。

次に、農林水産業費、農業費、農業委員会費で６万1,000円の増。人勧に伴う人件費の増であります。

農業総務費で12万4,000円の増。ここにつきましては、修繕費が主なものでありまして、公用車の修繕に充てるものであります。

農業振興費で76万円の増。人勧による人件費の増、それから超過勤務手当の増。

次、負担金補助及び交付金で２万7,000円の増でありますが、柳津町米特別支援資金利子助成事業補助金であります。

農地費で34万8,000円の増。人勧による人件費の増。

次のページをお開きください。

超過勤務手当等の増であります。

農村総合整備費で44万3,000円の増。農業集落排水事業特別会計、それから簡易排水事業特別会計への繰出金であります。

国土調査費で８万3,000円の増。人勧による人件費の増であります。

中山間地域等直接支払事業費で30万7,000円の増。人勧に基づく人件費及び超過勤務手当の増。それから負担金補助及び交付金で3,000円の増でありますが、集落補助金で受益面積の増に伴うものであります。

農林水産業費、林業費、林業振興費で269万1,000円の増。人勧による人件費の増、それから超過勤務手当の増になります。委託料で160万円の増になりますが、景観整備のための間伐事業委託料になります。繰出金で54万7,000円の増でありますが、林業集落排水事業特別会計への繰出金であります。

林道費で12万6,000円の増。人勧に基づく人件費の増、それから超過勤務手当の増になります。

林道維持費で39万5,000円の減でありますが、ここにつきましては、需用費と工事請負費の組み替えによりますが、道路維持補修工事から修繕費への組み替えによるものであります。

次のページをお開きください。

商工費、商工費、商工振興費で60万3,000円の増。人勧による人件費の増、及び超過勤務手当の増になります。

観光費で233万2,000円の増。人勧による人件費の増、及び超過勤務手当の増になります。需用費で153万9,000円の増でありますが、せいざん荘ろ過ポンプ及び荒湯源泉配管の修繕に伴うものであります。

土木費、道路橋梁費、道路維持費で270万9,000円の増。修繕費で270万9,000円でありますが、除雪機械の整備に充てるものであります。

道路新設改良費で36万5,000円の増。人勧に伴う人件費の増、それから超過勤務手当の増になってまいります。

次のページです。

土木費、都市計画費、下水道費で57万円の増。下水道事業特別会計への繰出金であります。

次に、土木費、住宅費、公営住宅管理費で313万3,000円の増。人勧に伴う人件費の増、それから超過勤務手当の増。工事請負費で264万1,000円でありますが、ここにつきましては、町営住宅改修に当たり、粉じん及び危険箇所の養生シート、それから現場付近に子供が多いために足場解体をする際の事故を防止するための誘導員の増、それから外部補修部分の数量の増、ドレイン配管等の老朽化に伴う補修などの増加によるものであります。

次のページをお開きください。

教育費、教育総務費、事務局費で20万円の増。人勧に伴う人件費の増であります。

教育費、中学校費、柳津中学校管理費で141万8,000円の増でありますが、ここにつきましては、体育館前の危険樹木の伐採に充てるものであります。

柳津中学校教育振興費で3,000円の増。ここにつきましては、扶助費としまして準要保護児童生徒援助費になります。

教育費、社会教育費、社会教育総務費で19万7,000円の増。人勧に伴う人件費の増であります。

次のページです。

教育費、保健体育費、学校給食費で18万6,000円の増。人勧に基づく人件費の増であります。

運動公園管理費で５万8,000円の増。同じく人勧に基づく人件費の増であります。

次に、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、現年農地等災害復旧費で222万5,000円の増でありますが、平成26年７月の梅雨前線の豪雨災害の査定結果に基づく工事請負費の増で、胃中、八坂野、黒沢地区になってまいります。

次のページをお開きください。

公債費、公債費、元金で97万4,000円の増、利子で215万7,000円の減でありますが、利子の見直しによるもので、元金の増、利子の減になってまいります。

予備費、予備費、予備費で2,706万5,000円の減であります。

32ページをお開きください。

議案第８６号「平成２６年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」であります。

既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万2,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億6,368万円とするものであります。

37ページをお開きください。

歳入であります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で125万2,000円であります。ここにつきましては、人件費等繰入金であります。

次のページをお開きください。

歳出であります。

総務費、総務管理費、一般管理費で125万2,000円の増であります。人勧に基づきます人件費及び超過勤務手当の増。委託料としまして国保情報データシステム、高額医療費の制度改定に伴うシステム改修によるもので、85万4,000円の増であります。

49ページをお開きください。

施設勘定の歳出予算の補正であります。

総務費、施設管理費、一般管理費で23万5,000円の増。人勧に伴う人件費の増であります。

予備費、予備費、予備費で23万5,000円の減であります。

58ページをお開きください。

議案第８７号「平成２６年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」です。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,156万7,000円とするものです。

63ページをお開きください。

歳入であります。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金で14万2,000円の増であります。

次のページをお開きください。

64ページ、歳出であります。

総務費、総務管理費、一般管理費で14万2,000円の増。人勧に伴う人件費の増、それから超過勤務手当の増であります。

73ページをお開きください。

議案第８８号「平成２６年度柳津町介護保険特別会計補正予算（第２号）」であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,509万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億7,350万4,000円とするものであります。

78ページをお開きください。

歳入であります。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で316万9,000円の増。ここにつきましては介護給付費見込み増によるものであります。

国庫支出金、国庫補助金調整交付金で158万4,000円の増、それから介護保険事業費補助金で80万円の増。ここにつきましても介護給付費見込み増によるものであります。

次に、支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金で459万5,000円の増でありますが、同じく介護給付費見込み増によるものであります。

次のページをお開きください。

県支出金、県負担金、介護給付費負担金で198万1,000円の増。ここも同じく介護給付費の見込み増によるものであります。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で198万1,000円の増、その他一般会計繰入金で98万8,000円の増でありますが、同じく介護給付費見込み増に伴うものであります。

次のページであります。

歳出でありますが、総務費、総務管理費、一般管理費で178万8,000円の増。人勧に基づく人件費の増、それから超過勤務手当の増であります。委託料で160万円の増でありますが、介護保険法改正によるシステム改修に伴うものであります。

次に、保険給付費、介護サービス等諸費でありますが、居宅介護サービス給付費1,694万4,000円の増、居宅介護サービス計画給付費で113万3,000円の増、地域密着型介護サービス給付費で405万円の減。それから次のページであります。介護予防サービス給付費で147万9,000円の増、介護予防サービス計画給付費で34万円の増。ここにつきましても見込み額の増に伴うものでありまして、支出見込総額で対前年2.8％の増を見込んでおります。

予備費、予備費、予備費で253万6,000円の減であります。

90ページをお開きください。

議案第８９号「平成２６年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）」であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億8,593万2,000円とするものであります。

95ページをお開きください。

歳入であります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で155万2,000円の増。

次のページであります。

歳出でありますが、簡易水道事業費、簡易水道事業費、簡易水道事業費で174万7,000円の増。人勧に基づく人件費の増、それから超過勤務手当の増であります。需用費で82万円の増。電気料金の増が主な内容であります。原材料費で30万円の増。ここにつきましては、大雨、台風などにより、例年より多く使用したということで今回補正をさせていただくものであります。公課費で24万4,000円の増でありますが、消費税の９月の確定申告によりまして３月の中間納付の増となったものであります。

公債費、公債費、元金で6,000円の増、利子で20万1,000円の減でありますが、利率の見直しに伴う元金の増と利子の減であります。

105ページをお開きください。

議案第９０号「平成２６年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）」です。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,465万2,000円とするものです。

110ページをお開きください。

歳入であります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で８万7,000円の増であります。

次のページをお開きください。

111ページ、歳出であります。

総務費、総務管理費、施設管理費で87万7,000円の増。人勧に基づく人件費の増、それから超過勤務手当の増。需用費としまして、光熱水費でありますが、79万円足しまして電気料金の増であります。

公債費、公債費、元金で14万8,000円の増、利子で33万円の減でありますが、利子の見直しによる元金の増及び利子の減であります。

次のページですが、予備費、予備費、予備費で60万8,000円の減であります。

121ページをお開きください。

議案第９１号「平成２６年度柳津町下水道事業特別会計補正予算（第２号）」であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,665万6,000円とするものであります。

126ページをお開きください。

歳入であります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で57万円の増。

次のページであります。

127ページ、歳出でありますが、総務費、総務管理費、施設管理費で132万5,000円の増。人勧に基づく人件費の増、それから超過勤務手当の増になります。需用費で91万3,000円の増でありますが、修繕費で柳津浄化センター逆流弁の修繕、それから光熱水費として電気量の増であります。役務費で25万2,000円の増でありますが、汚泥の引き抜き回数の増に伴うものであります。

公債費、公債費、元金で８万8,000円の増、利子で19万7,000円の減。利子の見直しによる元金の増及び利子の減になります。

次のページですが、予備費、予備費、予備費で64万6,000円の減であります。

137ページをお開きください。

議案第９２号「平成２６年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算（第２号）」であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ274万9,000円とするものであります。

142ページをお開きください。

歳入であります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で35万6,000円の増であります。

次のページをお開きください。

143ページ、歳出でありますが、総務費、総務管理費、施設管理費で35万6,000円の増。ここにつきましては需用費が主なものでありますが、調整ポンプ用フロートスイッチ等の修繕、それから光熱水費になります。

次のページです。

議案第９３号「平成２６年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）」であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ548万5,000円とするものであります。

151ページをお開きください。

歳入であります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で54万7,000円の増。

次のページをお開きください。

152ページ、歳出でありますが、総務費、総務管理費、施設管理費で54万7,000円の増。需用費でありますが、修繕費としまして、攪拌棟の制御回路部品の交換等によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長

これより質疑を許します。

５番、横田善郎君。

○５番

それでは、１点について少しお伺いしたいと思います。

今回の補正の中でほとんどが人件費、一般会計で1,159万9,000円、そして特別会計を入れますと1,300万程度が人件費の増額補正だと思うんです。この半分が超過勤務手当、そして前の金額が2,000万ですが、衆議院議員の超過勤務専決分を除くともとの金額が1,600万。この際600万以上にのぼる超過勤務手当を補正しておりますが、あと残り３カ月程度。これは特定の職員に負担がかかっているのではないか、健康面は大丈夫なのか、上のほうでは、町長等はこの超過勤務の実態、特定の職員に負担がかかっているような実態ではないかという状況は把握しておられるのかどうなのか、健康面はどうなのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

議員ご指摘のとおりであります。

予算書の25ページを見ていただきますと、今回の人件費の補正の中身がわかります。職員手当の内訳の中で、補正後が2,648万5,000円です。

25ページになります。25ページの一般会計の職員手当の内訳の一番下の段になりますが、ここに超過勤務手当が入っております。

昨年の12月での補正でありますが、そのときに超過勤務手当の補正後の額が2,106万1,000円でありました。今回2,648万5,000円でありますが、ここは先ほど横田議員からありました400万円の衆議院議員の超過勤務、それから10月に行われました県知事選挙の超過勤務手当

ということで400万円、合わせて800万円がここに入っております。それを単純に差し引きしますと1,800万円ほどになってまいりまして、昨年から250万円ほどの減にはなっております。

ただ、ご指摘のように、一部の中に負担がかかっているということは承知しております。特に、生活環境に伴います維持修繕で、土日どうしても出なくてはいけないということで、ずっと見ておりますが、土曜日、日曜日出勤が多くなって、さらに日中の業務、日中にも緊急故障に対応していくということで、どうしても夜間やらざるを得ないということになっております。

全体として見てみますと、やはり東日本大震災に起因する風評対策が全課に及んでおります。

町民課になりますと、新たなマイナンバー制度、子ども・子育て支援の計画、第７次高齢者福祉計画、第６次介護保険事業計画、第４期障害者福祉計画など、27年度の新たな計画が今山積みになっている状況であります。

それから、今ご指摘にありました、一部ということでありますが、上下水道などの故障による緊急対応ということで、時間的に、簡易水道などについては非常に古くなってきている部品もありますので、その応急対応に追われているものであります。

総務課については、選挙が主な内容でありますが、また地域振興課につきましては、森林再生整備事業、有害鳥獣対策、観光商工のイベントが３月まで続く。特に映画公開に対する受け入れ態勢の整備ということも踏まえまして、職員一人一人の時間を出していただいて、それで私のほうで査定をさせていただきました。

以上の内容から、昨日の一般質問の中にありましたが、経験年数の少ない職員がふえているというところではありますが、職員一人一人が今の現状を認識しておりまして、業務遂行のために精いっぱい努力しているところでありますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思います。とにかく行政サービスの低下を招かないように努めてまいりたいと思います。

○議長

健康面に対する把握状況について、答弁を求めます。

○総務課長

失礼をいたしました。

健康面につきましては、各所属課長の中で内容を確認しているところであり、確かに長い勤務時間になっておりますので健康面への心配はしておりますが、とにかく今の時期を乗り

切っていきたいと考えております。

○議長

総括して答弁があれば、町長、答弁を求めます。

町長。

○町長

それでは、５番、横田議員にお答えしますが、私も庁議の際には、まず開口一番、その辺を注意するようにということで、総括的に職員の皆さんの健康状態のチェックをお願いしますということは必ず言っております。そういった中で、課長の中で把握をさせているということでありますので、今後ともこのような体制が続きますから、十分に配慮してまいりたいと思います。

○議長

５番、横田善郎君。

○５番

状況については、今の総務課長の説明でわかりましたが、特定の職員が長時間労働して、労働基準法等に違反するようなことは極力避けるべきだと思いますので、万が一健康面なんかになった場合は、管理者の責任は当然問われますので、十分注意していただきたいと思います。以上です。

○議長

特に答弁は。（「結構です」の声あり）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第８５号「平成２６年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第８６号「平成２６年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第８７号「平成２６年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第８８号「平成２６年度柳津町介護保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第８９号「平成２６年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第９０号「平成２６年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案

のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第９１号「平成２６年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第９２号「平成２６年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第９３号「平成２６年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第１８、議案第９４号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第９４号「工事請負契約の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、柳津町役場庁舎改修工事について、改修内容に変更が生じたため提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

82ページ、議案第９４号について説明をいたします。

工事請負契約の変更について。

平成26年８月22日議決同日契約の柳津町役場庁舎改修工事請負契約の事項中下記のとおり変更したいので議会の議決を求める。

記としまして、変更すべき事項、１契約金額、１億1,316万6,720円であります。

内容につきましては、工事を実施するに当たりまして、足場を組んで行った結果、外壁タイルの補修、屋上のかさ上げ改修分の増が発生したため、今回請負契約の額を変更するものであります。実際に足場を組みまして調査を行いましたら補修の面積等が増加になったものでありまして、192万6,720円の増となります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第９４号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第１９、議案第９５号「指定金融機関の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第９５号「指定金融機関の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、現在の指定金融機関との契約が３月31日で終了するものに伴い提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

83ページ、議案第９５号「指定金融機関の変更について」ご説明いたします。

地方自治法施行令第168条第２項の規定により、柳津町に属する現金の出納のため指定金融機関を下記のとおり変更するものとする。

記としまして、１　指定金融機関、会津みどり農業協同組合。

内容につきましては、昭和62年４月から指定金融機関を指定しておりますが、柳津町につきましては農協と会津信用金庫の２機関があるということで、今までの慣例に基づきまして２年ごとに交代していくこととなっております。今回、指定金融機関の変更を行うものでありますが、平成27年４月１日から金融機関名は「会津みどり農業協同組合」ということでご提案をいたします。

○議長

これより質疑を許します。

５番、横田善郎君。

○５番

今の説明ですと、27年、28年、慣例に従って２年間の交代だということではございますが、会津みどり農業協同組合、記事を読みますと、28年度の４月から合併農協になりまして、会津方面一つになる予定だそうです。２年交代ですから、27年、28年には農協が合併してもそのまま継続させる意思なのかどうなのか。２年間、みどりは１年だと思うんです、今の状態ですと。ですからもう１年、合併した後もそのまま継続させるという考えなのかどうなのか、その点だけお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

金融機関としての機能を当然有しているものと思っております。

ただ、名称等が変わった場合については、名称の中身が変わりますので改めて契約をさせていただくということになります。

○議長

５番、横田善郎君。

○５番

もちろん名称が変われば当然議会に再度上げるのは当然だと思うんですが、農協系統にもう１年このまま継続させるというような趣旨なのかというだけの点なんですが。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問のとおりです。（「結構です」の声あり）

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第９５号「指定金融機関の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ござ

いませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第２０、議案第９６号「町道路線の廃止について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第９６号「町道路線の廃止について」提案理由の説明をいたします。

本案は、道路法の規定に基づき、町道の廃止について提案するものであります。

なお、詳細につきましては建設課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第９６号「町道路線の廃止について」説明いたします。

道路法第10条第３項の規定により、別紙のとおり廃止するものとする。

85ページをお願いします。

町道廃止調書であります。

路線番号1156、持寄遠面２号線、延長143.2メートル。

1157、持寄遠面３号線、112.8メートル。

1235、持寄原線、349.6メートル。

３路線合計で605.6メートルを廃止するものであります。

今回の廃止の理由につきましては、グローバルピックファーム農場建設計画において、当該町道がその敷地内となり、町道としての機能が必要でなくなるため、今回廃止するものであります。

なお、86ページにその図面が載っておりますので、参考までにつけております。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第９６号「町道路線の廃止について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成26年第４回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶご審議、まことにご苦労さまでございました。（午後０時０８分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会　議　長　伊　藤　昭　一

同　議　員　小　林　功

同　議　員　田　﨑　信　二

同　議　員　齋　藤　正　志